髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 上
 内

 一丁目2番20号
 要
 2
 回

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則

ページ

◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則

.

訓令

◎高知県職員懲戒委員会規程の一部を改正する訓令

2

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年11月14日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第111号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。 別表第3の1の(6)の表4の項中「(昭和28年高知県条例第59号)」を「(以下この項において「条例」という。)」に改め、同表の1の(6)の表4の(2)の項を次のように改める。

(2) (1) のうち職 員の退の 手 制限す に と。	アの及処退当を分12項第15項第に相付処第1条び第1条び第第5で入り、11項第第11がまず条第項項第第11がまでのののに相付処第1条び第1条び第第5で	0				人事課長	
	イ アに掲げ る処分に係 る高知県退 職手当審査 会への諮問 (条例第18 条)	0				n .	
	ウ ア及びイ 以外のもの		0			"	

別表第3の1の(6)の表4の(3)の項中「職員の退職手当に関する条例」を「条例」に改める。 **附則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓

高知県訓令第10号

本 庁

各出先機関

高知県職員懲戒委員会規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成26年11月14日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県職員懲戒委員会規程の一部を改正する訓令

高知県職員懲戒委員会規程(昭和29年6月高知県訓令第21号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県職員懲戒等委員会規程

第1条中「懲戒処分」を「懲戒処分並びに職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定に基づく退職手当の支給制限等の処分」に、「高知県職員懲戒委員会」を「高知県職員懲戒等委員会」に改める。

第3条第1項中「副知事」を「副知事を」に改め、同条第2項中「委員は、」を「委員は、理事(委員長が指名する者に限る。)及び」に改める。

第4条第1項中「総轄し、会議の議長となる」を「総理する」 に改め、同条第2項中「委員長に事故があるときは、副委員長 が」を「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき は、」に改める。

第5条第1項中「会議」を「会議(以下この条において「会議」という。)」に改め、同条第3項中「必要に応じ当該事案に関する」を「必要があると認めるときは、議事に係る」に、「参考人の」を「参考人に対し、会議への」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「委員会は」を「会議は」に、「会議を開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

第6条第2項中「受け」を「受けて」に改め、同条第3項中 「総務部人事課長」を「総務部人事課長及び職員厚生課長」に改 める

第8条中「委員会に関して」を「委員会の運営に関し」に改める。

附則

この訓令は、平成26年11月14日から施行する。

Ο.